

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 166 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 161 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：交通違反告知において警察官が行う「現認」の定義が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
 - 行政文書の不存在について
審査請求人は、「交通違反告知において警察官が行う「現認」の定義が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。
道路交通法第 126 条本文は、「警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第 1 項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。」と定めており、本件開示請求の「現認」とは、警察官が交通違反の事実を現場において認めることを指していると考えられる。
「現認」という用語は一般的に用いられている用語であり、また、諮問実施機関の説明によると、警察用語ではないとのことである。
これらのことから、実施機関が「現認」の定義を定めた文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。
また、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。
以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。
したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年 7 月 10 日		
② 決 定	平成 23 年 7 月 20 日付け	不開示決定	
③ 審査請求	平成 23 年 9 月 7 日		
④ 諮 問	平成 23 年 9 月 22 日		
⑤ 経 過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議